

1

大地震が起きたら



首都直下地震などの大地震は
いつ発生してもおかしくありません。
東京で大地震が発生した際に想定される被害を
イメージし、日頃から事業所における災害対策に
取り組んでいきましょう。

中央区の被害想定

令和4年5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、中央区での人的被害が最大となる「都心南部直下地震」と津波被害が最大となる「南海トラフ巨大地震」を区の被害想定としています。

都心南部直下地震の被害想定

震源 東京都23区南部 最大震度 6強 一部7
規模 マグニチュード7.3 気象条件 冬の平日 12時・18時、風速8m/秒

事項	被害想定	
	12時	18時
建物被害	建物全壊棟数	714棟
	建物半壊棟数	1,366棟
出火による被害	出火件数	12件
	焼失棟数	4棟
人的被害	死者	93人
	※うち揺れ建物被害	85人
	※要配慮者の死者数	14人
	負傷者	3,249人
ライフライン支障率	上水道断水率	45.5%
	下水道被害率	4.4%
	ガス供給停止率	30.0%
	電力停電率	22.1%
	通信不通回線率	0.9%
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	1,094台	1,096台

南海トラフ巨大地震の津波被害想定

中央区では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、河川敷の浸水は想定されているものの、住宅地等への浸水はないと想定されています。

最大震度 5強 規模 マグニチュード9

事項	津波想定
最大津波高(満潮時)	2.42m(東京全域2.63m)
30cm津波到達時間	1時間45分
最大津波到達時間	3時間23分

地域の危険度を知ろう!

地震による被害を最小限に抑えるために、地域で起こり得る事象を知ることが必要です。東京都は、東京都震災対策条例に基づき、概ね5年ごとに地震に関する地域危険度を科学的に算出し、その結果を都民に公表しています。

地域危険度は、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度(建物倒壊危険度と火災危険度に災害時活動の困難さを加味して総合化したもの)で示したものです。それぞれの地域危険度について、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、相対的に評価しています。



中央区
地震に関する地域危険度

中央区の特性

過去の災害を踏まえて、中央区内で想定される被害等についてあらかじめ具体的なイメージを持ち、発災直後からの活動を整理しておくことで、災害対応に結びつきます。

中央区の特性から想定される地震発生時の災害事象

その① 昼間人口が多い

特徴

- 昼間人口は、夜間人口の約4倍にのびります。
・ 昼間人口=63万3,390人 夜間人口=16万9,179人(令和2年国勢調査)
- 卸・小売業、百貨店、飲食店、金融業、出版印刷業など、3万4千を超える事業所があり、77万人を超える従業員が働いています。
- 東京都を訪問した訪日外国人のうち、約52%が銀座を訪れています。(東京都 令和6年 国・地域別外国人行動特性調査結果)
- 鉄道網が充実しており、都営地下鉄3路線10駅、東京メトロ6路線14駅、JR2路線3駅の合計11路線27駅を有しています。

想定される事象

- 鉄道の運転停止により、駅周辺で多数の滞留者(行き場のない帰宅困難者)が発生します。
- 訪日外国人が状況把握できず、混雑が生じます。

その② 高層建築物が多い

特徴

- 高さ60m以上の建築物が約130棟あります。(その内、事業所系建築物は約65%) (出典:東京都 建築統計年報 2024年版)
- 区内の約8割が商業地域に指定されており、業務・商業・住宅など多様な都市機能の集積地として、多くの中高層建築物が立地しています。

想定される事象

- 長周期地震動(揺れ)*による建物被害等が発生します。
- 区内で1,096台のエレベーター閉じ込め等の発生が見込まれています。

その③ 多くの幹線道路が整備されている

特徴

- 都市基盤として、①外堀通り、②中央通り、③昭和通り、④新大橋通り、⑤清洲橋通り、⑥永代通り、⑦晴海通り、⑧首都高速道路(都心環状線、向島線、晴海線)の道路網が整備されており、①から⑧は緊急輸送道路として指定されています。

想定される事象

- 緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止または制限がかかります。

*長周期地震動：建物をゆっくり大きく、長時間揺らす地震動であり、特に高層建築物では揺れが増幅し、什器類の転倒などの影響が生じます。

東日本大震災、発災直後の避難者の行動

平成23年(2011年)3月の東日本大震災では、地震発生後に多くの買い物客や鉄道利用者等が一斉に屋外への避難行動をとったため、学校の校庭や公園が避難者で溢れました。

その後、多くの事業所が従業員の早期帰宅を促した結果、徒歩で帰宅を開始した人によって、道路や歩道に人が溢れました。また、家族を迎えに来る車などで道路が渋滞し、救急活動に支障をきたしました。



3月11日 昭和通りの渋滞の様子

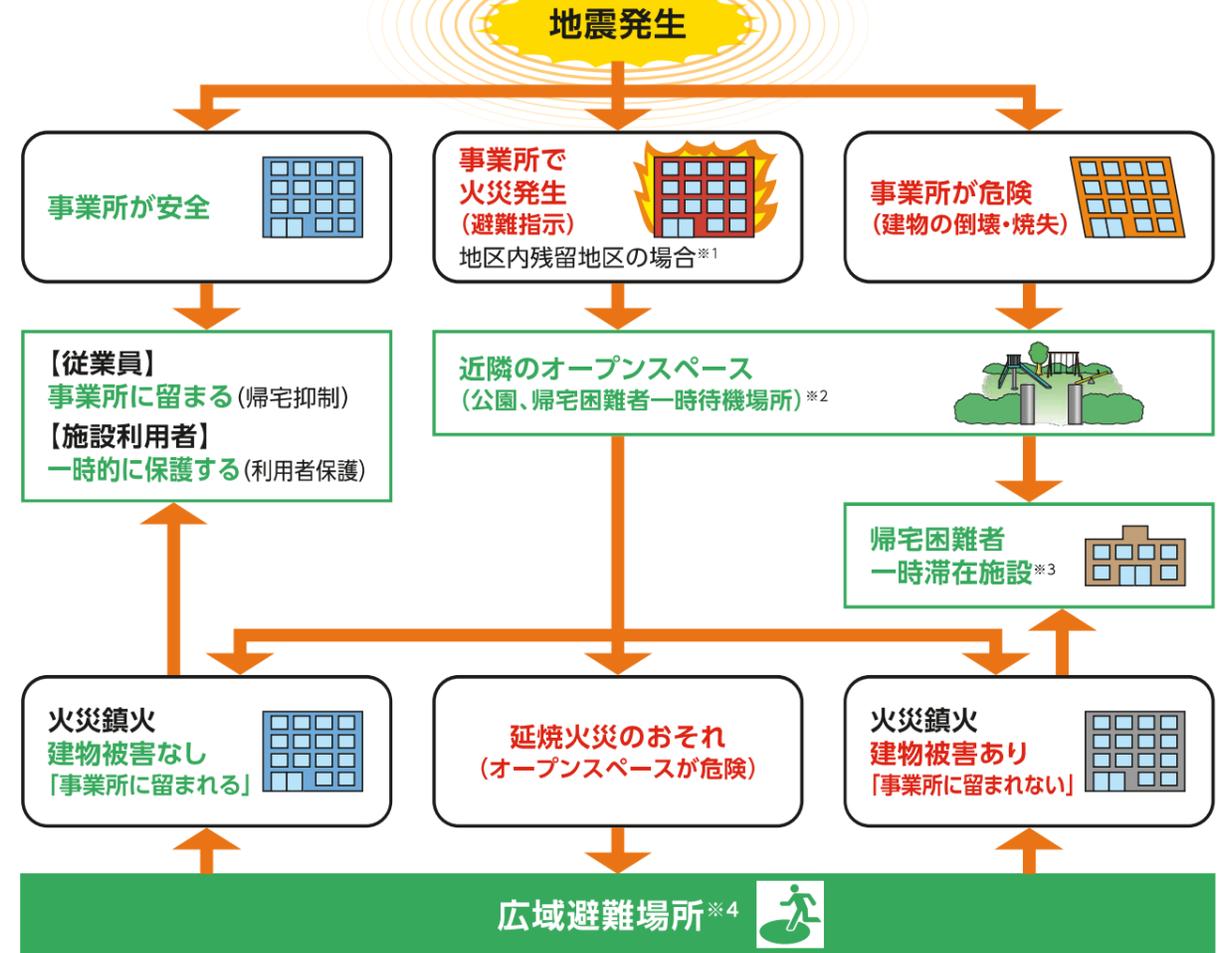
中央区で働くすべての方が事業所防災の担い手です

事業所防災は、事業所の規模によらず、中央区内すべての事業所が対象です。
 経営者や従業員という立場に関わらず、働く方一人一人が防災意識を高め、地域ぐるみで共助の取組を進めることが重要です。



大地震発生時の避難行動

火災や建物の損傷等により危険と感じた場合は、迷わず避難してください。ただし、頑強な建物にいる場合は、落ち着いた避難行動をとってください。



※1 地区内残留地区…大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域のことですが、区や消防・警察から避難指示が出された場合には、その指示に従って指定の場所に避難します。
 ※2 帰宅困難者一時待機場所…一時滞在施設が開設されるまでの間、帰宅困難者を受け入れる屋外スペース

※3 帰宅困難者一時滞在施設…行き場のない帰宅困難者を一時的(原則3日間)に受け入れる屋内施設
 ※4 広域避難場所…大規模な延焼火災が発生した場合に火の手から身を守るために避難する場所



中央区
公園・広場一覧

防災拠点は、「区民のための避難所」です!

防災拠点の避難所は、大地震等の発生による建物被害で在宅避難が困難となった区民が避難する施設です。このため、事業所の従業員や、観光や買い物で訪れている方は、原則として避難することができません。

一方で、防災拠点には、避難所以外にも地域活動、災害情報の収集、医療救護所としての役割がありますので、必要に応じて活用してください。

防災拠点の壁面等には、右記の表示版を設置しています。▶



事業所防災の必要性



災害発生時、最も重要なのは「従業員の命を守ること」です。

このため、日頃から事業所の防災対策に取り組むことで、被害を最小限に抑え、緊急事態への対応力を高めることができます。このことは、事業の早期再開と顧客や地域からの信用度が高まることにもつながります。

また、すでに防災対策を行っている事業所も、社会情勢の変化等に合わせて対策を適宜更新することが大切です。



負傷者の救出・救護



一斉帰宅の抑制
(事業所内待機)

ヒト

従業員の命を守る
(施設利用者の命を守る)

会社

災害対応力の強化と
地域との
信頼関係の構築

建物

耐震性の保持・向上
什器類の転倒防止



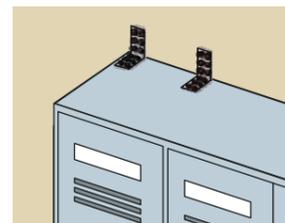
CSRに基づく防災活動



BCP基本方針の決定



安否確認体制の整備



什器類の固定